

令和7年度

認定こども園（1号認定）

利用ガイド

1号認定での利用手続について



伊達市「だってちゃん」

※各園の1号認定の空き状況や入園に係る手続きは、各園に直接お尋ねください。

このガイドに関する問い合わせ：伊達市こども未来課幼保支援係

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地 伊達市役所東棟 1 階

TEL：024-573-5691 FAX：024-576-2419

申請関係は市ホームページにも掲載しています。

福島県伊達市 こども未来課

検索



伊達市の子育て情報を配信する「だて子育てアプリ」をご利用ください。

登録無料



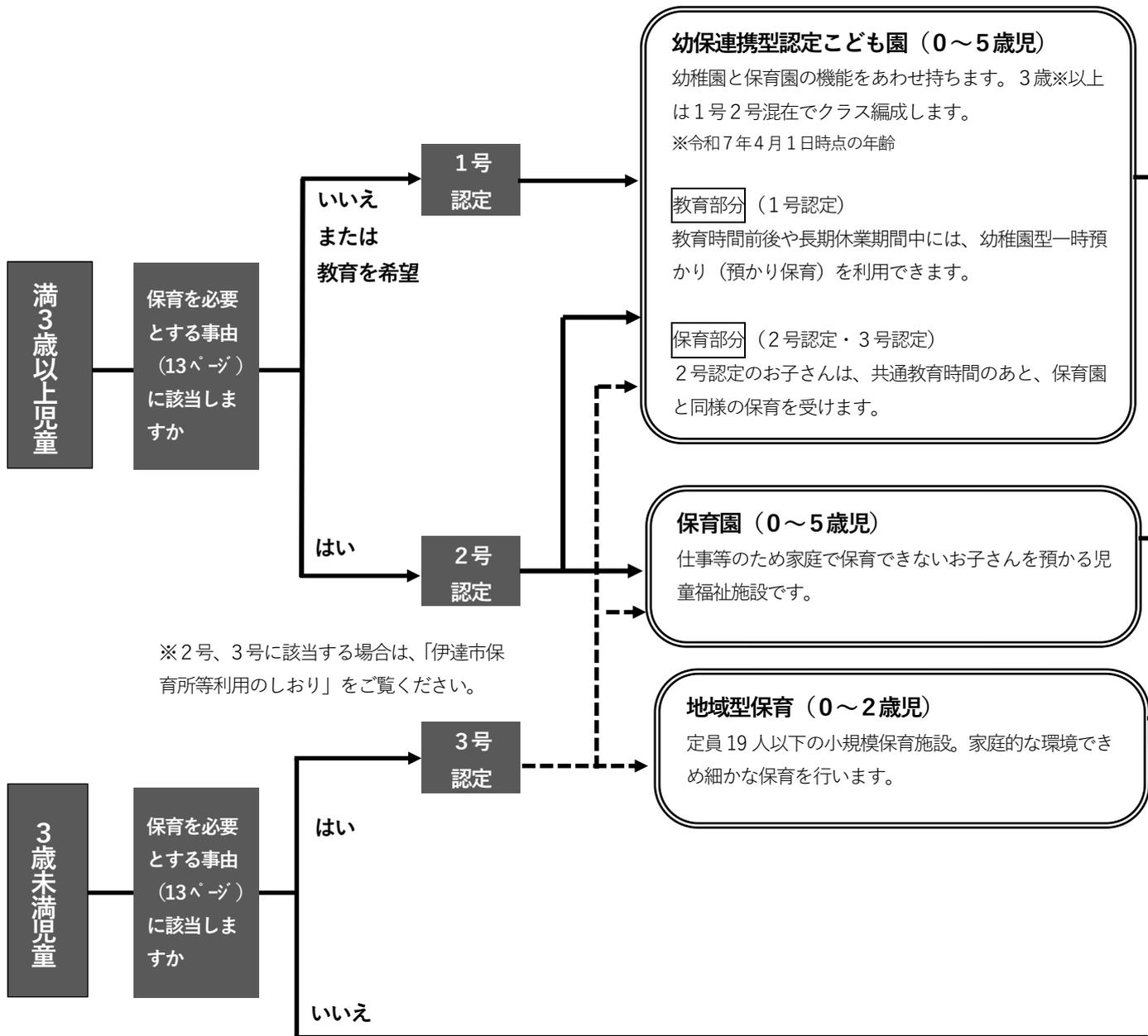
Android 版



iOS 版



# 令和7年度 伊達市内で利用できる教育・保育サービス



## 上記以外・不定期

◆**地域子育て支援センター**・・・親子が気軽にきて、子どもたちの自由遊びや親同士の交流ができます。住んでいる地域にかかわらず、好きな子育て支援センターをご利用ください。(伊達子育て支援センターは、伊達ふれあいセンター内で実施しています。)

地域子育て支援センター名 (実施施設)	電話番号
保原北子育て支援センター (認定こども園大田)	529-7611
保原南子育て支援センター (認定こども園上保原)	573-0947
伊達市子育て支援センター (梁川認定こども園)	577-0345
伊達子育て支援センター (認定こども園 伊達こども園)	070-7547-4984
霊山子育て支援センター (霊山三育認定こども園)	586-3725
保原中央子育て支援センター (保原認定こども園)	563-3089

認定こども園	公私	園名	所在地	電話番号	備考【受付窓口は各認定こども園】
	公立	梁川認定こども園	梁川町字山城館 7-1	577-0311	1号認定は、園所在地区の児童を優先します。
		月館認定こども園	月館町月館字関ノ下 8-2	572-2331	
	私立	認定こども園 伊達こども園	伊達市中道 10	583-2355	1号認定は、園所在地の小学校区内の児童を優先します。(新規申込者数が受入可能人数を超過した場合、園での選考となります。)
		伊達・ひかり認定こども園	伊達市伏黒字一本石 99-4	597-7737	
		認定こども園大田	保原町大泉字前原内 246-1	529-7611	
		認定こども園上保原	保原町上保原字上ノ原 22-2	573-0927	
		保原認定こども園	保原町大泉字道城場 84-1	563-3089	※開園までの期間、(仮称)高子北認定こども園へのお問い合わせは、福島文化学園(TEL:024-521-1000)をお願いします。
		【令和6年4月開園予定】 (仮称)高子北認定こども園	伊達市保原町高子岡地内	未定 ※	
霊山三育認定こども園		霊山町掛田字北谷津 7-3	586-3319	1号認定は、霊山地域の児童を優先します。 (新規申込者数が受入可能人数を超過した場合、園での選考となります。)	
幼保連携型認定こども園 神愛幼稚園	霊山町掛田字辻向 6-1	586-1215			

保育園	公私	園名	所在地	電話番号	備考
	公立	保原保育園	保原町字東台後 80-1	576-2578	【新規は市役所受付】 入園選考は伊達市内児童を優先します。 他市町村から広域申込をするときは、居住地の保育担当部署にまずは相談ください。
		保原保育園分園	保原町字西町 116	576-6115	
	私立	梁川保育園	梁川町字中久保 32-1	577-0142	施設へ直接申込みください。
		梁川中央保育園	梁川町字内町 41-1	577-0156	
	地域型保育 (小規模保育)	Ribbon 保育園 だて	伊達市細谷 43-8	572-4456	施設へ直接申込みください。
		保育園ものき	保原町字東台後 60-2	529-6525	
		神愛保育園	保原町字城ノ内 116-8	572-4277	
	企業主導型	ファミリー保育所	保原町上保原字遍照原 8-8	529-7100	施設へ直接申込みください。 選考も施設が実施します。

※伊達市立幼稚園に関することは、こども未来課へお問い合わせください。

◆一時預かり(認定を受けずに利用可)・・・月12回までの利用です。各園に直接利用申込みをしてください。

実施園 覧	公私	園名	所在地	電話番号	受入可能年齢等
	公立	保原保育園	保原町字東台後 80-1	576-2578	満1歳児(離乳完了後)～
		梁川認定こども園	梁川町字山城館 7-1	577-0311	※要伊達市内住所
		月館認定こども園	月館町月館字関ノ下 8-2	572-2331	※詳細は各園にご相談ください
	私立	認定こども園 伊達こども園	伊達市中道 10	583-2355	満1歳児(離乳完了後)～
		伊達・ひかり認定こども園	伊達市伏黒字一本石 99-4	597-7737	2歳児(満3歳児)
		梁川保育園	梁川町字中久保 32-1	577-0142	6か月以上児～5歳児
		梁川中央保育園	梁川町字内町 41-1	577-0156	0歳児(離乳完了後)～3歳児
		認定こども園大田	保原町大泉字前原内 246-1	529-7611	満1歳児(離乳完了後)～
		認定こども園上保原	保原町上保原字上ノ原 22-2	573-0927	2歳児(満3歳児)
		保原認定こども園	保原町大泉字道城場 84-1	563-3089	6か月以上児～5歳児
		(仮称)高子北認定こども園	伊達市保原町高子岡地内	未定 ※	満1歳児(離乳完了後)～5歳児
		霊山三育認定こども園	霊山町掛田字北谷津 7-3	586-3319	6か月以上児～5歳児
幼保連携型認定こども園 神愛幼稚園		霊山町掛田字辻向 6-1	586-1215	満1歳児(離乳完了後)～5歳児	
神愛保育園	保原町字城ノ内 116-8	572-4277	満1歳児(離乳完了後)～2歳児		

## 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、市町村が保護者からの申請を受けて、保育の必要性の有無やお子さんの年齢といった基準に基づき、以下の3つの認定区分のいずれかに認定するもので、認定された区分に基づき、教育・保育の給付を行います。

認定こども園及び新制度に移行した幼稚園を教育利用するためには、希望する施設（以下、「園」とする）への入園申込手続きの他に、園を通じて住民票がある市町村に対し、教育・保育給付認定申請書の提出が必要です。

園から市町村に教育・保育給付認定申請書が提出されたのち、保護者に支給認定証を交付します。

**なお、支給認定証は、入園に係る通知ではありません。**

### 認定区分

認定された区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	内容	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園（市外等）
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 小規模保育



施設区分	新制度に移行した幼稚園（市外等）	認定こども園	保育園	新制度に移行していない幼稚園（市外等）
認定区分	1号認定		2号・3号認定	認定申請不要
入園決定方法	園が定める方法により選考決定 受入定員を超過した場合は、園選考基準（抽選等）による決定		園所在地市町村が保育を必要とする指数により利用調整で決定	園が決定
保育料等	1号・2号：保育料無償 3号：保護者等の市町村民税額に応じて保護者の住民票所在地の市町村が決定（その他、園によって給食費等の実費徴収があります）			園が定める額

2号・3号認定（保育利用）については、『伊達市保育所等利用のしおり』をご覧ください。

### 令和7年度クラス年齢（1号認定）

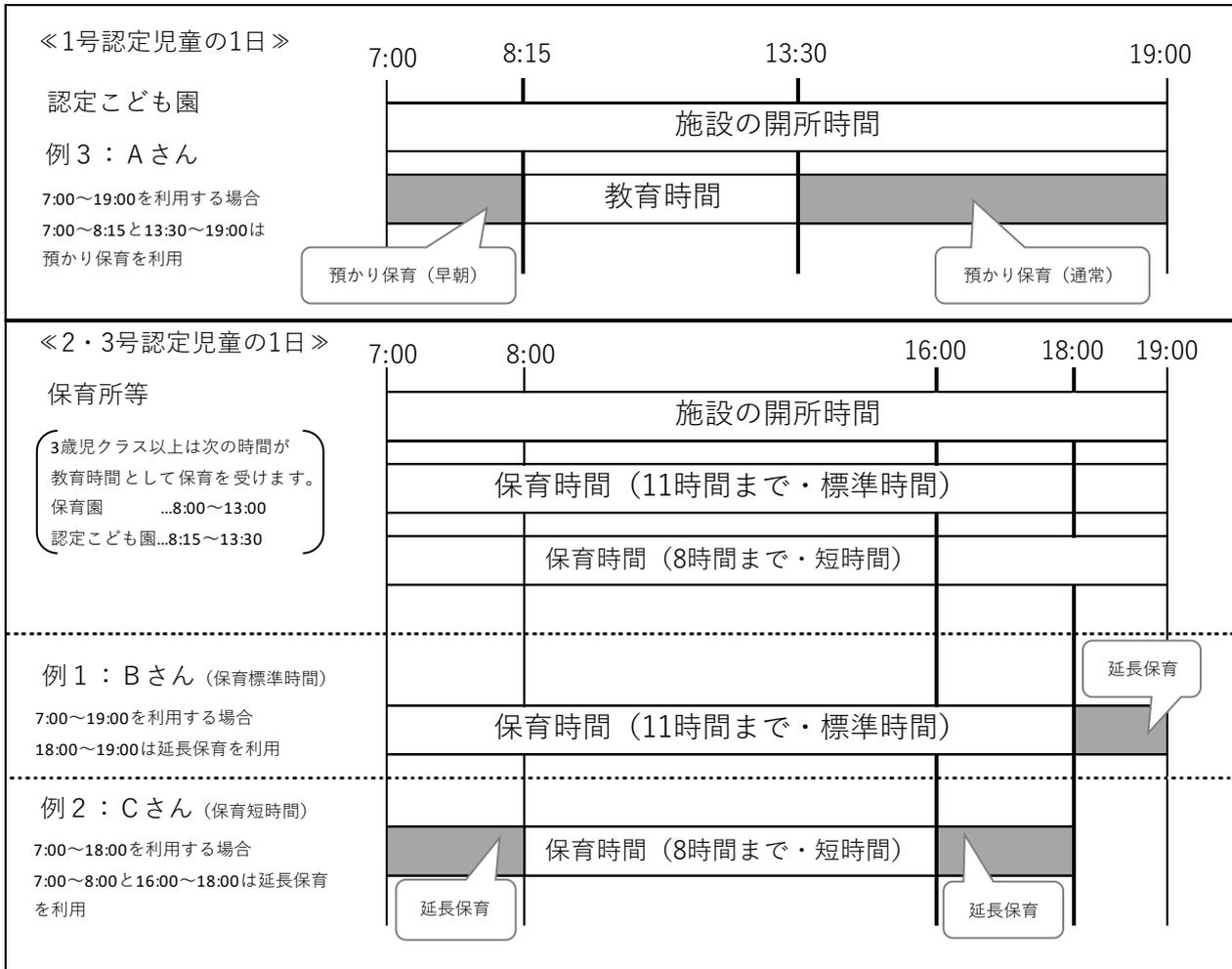
令和7年4月1日時点の満年齢でクラス編成します

クラス	生年月日	利用施設
3歳児	令和 3年（2021年）4月2日から令和 4年（2022年）4月1日	認定こども園
4歳児	令和 2年（2020年）4月2日から令和 3年（2021年）4月1日	
5歳児	平成31年（2019年）4月2日から令和 2年（2020年）4月1日	

# 教育・保育施設の1日の流れ(目安)

※1日の流れは基本的な情報を掲載しております。

園により実施時間・内容が異なりますので、詳しくは直接園にお問い合わせください。



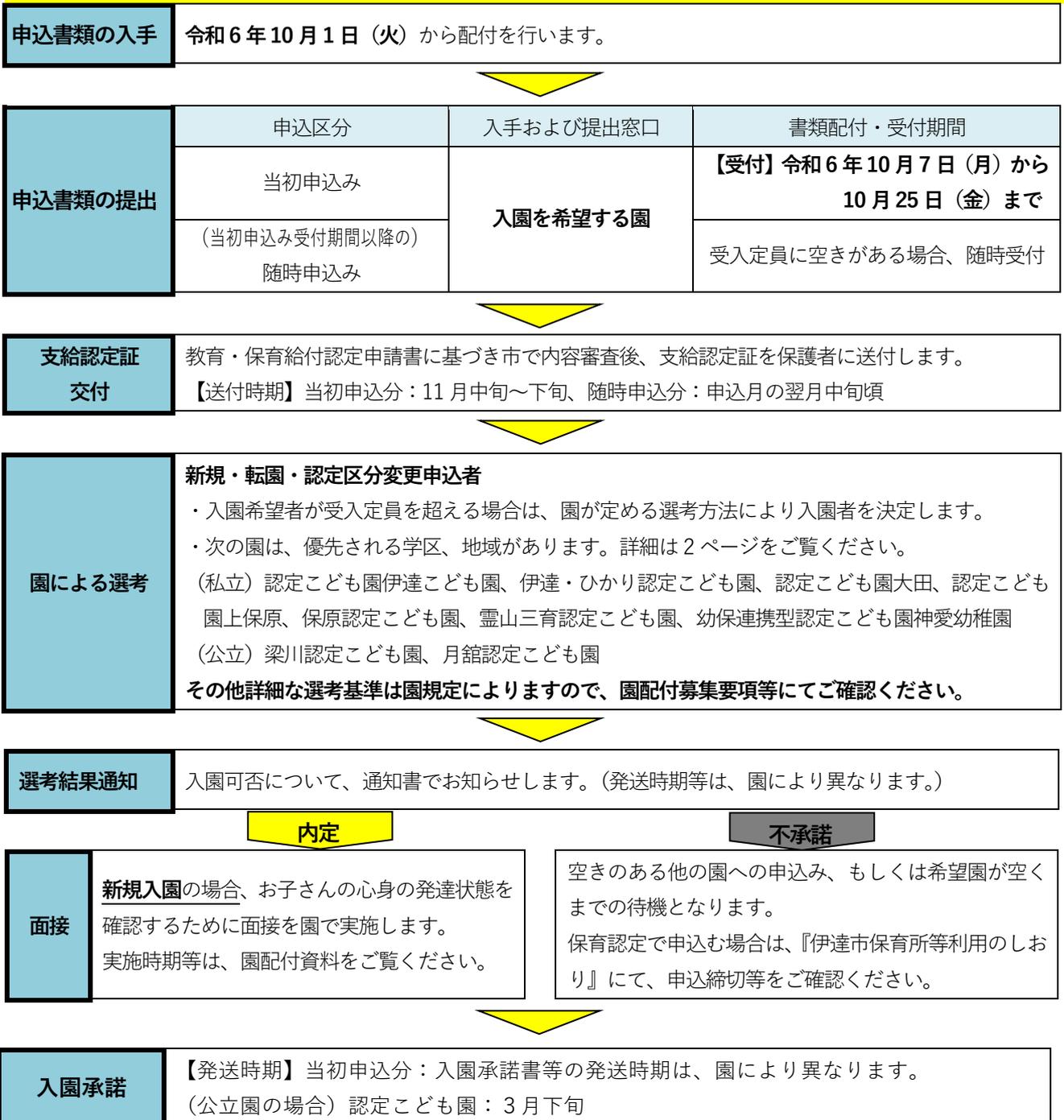
# 1号認定での申込みから入園までの流れ

1号認定の入園者は、事業者（園）が決定します。入園申込みから入園決定までの詳細は、園配付の募集要項やしおり等にてご確認ください。

- 共通事項 受入定員を超過した場合は、園規定の選考基準により選考を行います。  
1号認定での市内園の併願申込みはご遠慮ください。

◇認定こども園へ1号認定での入園を希望する場合

※一般的な流れを記載しています。詳細な期間や配付・受付時間等は、園配付の募集要項等にて必ず確認してください。



## 入園のための申請に必要な書類

### (1) 必ず提出するもの

申込児童ごとに必要書類を提出してください。

提出書類	備 考
①園配付の入園申込書	記入について不明な点がある場合は園にお問い合わせください。
②教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書	7、8ページ参照 きょうだい関係について、同居・別居にかかわらず生計が同一の場合は、「①世帯の状況」にすべて記入。

※転入前申込みの方は、転入後忘れずに「教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」を提出してください。

### (2) 家庭状況に応じて提出するもの

該当がある場合は次の書類も提出してください。

家庭状況	提出書類
ひとり親家庭	『ひとり親家庭医療費受給資格者証』の写し、または、『戸籍謄本』 ※その他（行方不明・拘禁等）に該当する方は別途ご相談ください。
同居親族に障がい者がいる（右記手帳等を交付されている場合）	『身体障がい者手帳』、『療育手帳』、『特別児童扶養手当受給証明書』 『精神障がい者手帳』、『障がい基礎年金等の年金証書』いずれかの写し
i) 令和6年1月1日現在、伊達市に住所がなかった方※1 ii) 令和6年度市町村民税を他市町村に納めている方※1	i) 令和6年1月1日現在の住所地における令和6年度所得課税証明書※1 ii) 令和6年度市町村民税を納めている市町村発行の令和6年度所得課税証明書※1 ◎教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記入がある場合は提出を省略することが可能です。ただし、家庭状況によっては、後日提出依頼する場合があります。 ◎扶養に入っている場合や非課税の場合も必要です。未提出の場合、保育料を算定できないため、提出があるまでは保育料の最高階層の世帯とみなして保育料を算定することになります。

※1 令和7年9月以降入園希望申込者については『令和6年』部分を『令和7年』に置き換えてください。

- 生活保護受給、里親委託等は別途ご相談ください。

### (3) 申請時に持参するもの

- 申請者（「教育・保育給付認定（変更）申請書」の保護者氏名欄に記載した方）のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票（写し可）
- 提出者（書類を提出に来た方）の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

### (4) 申込みの際の注意事項

- すべての書類は、事実に基づいて正確に記入してください。
- 申込児童の家庭で保育料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。
- 申込み内容が事実と異なる場合や保育料が未納の場合は、入園内容や決定を取り消すことがあります。
- 申込み後、家庭の状況に変更があった場合は、必ず変更手続きを行ってください。（9ページ参照）

# 入園申込書類の記入例

## 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

伊達市長 様

**保護者名は、必ず【伊達市に住所を有している人】にしてください。**

(例) 父が単身赴任等で伊達市外に住所を有している場合は、母の氏名を記入。

○ 油性ボールペンなどの消えないものでご記入ください。(鉛筆、消えるボールペンなど消せるものは不可。)  
○ 記入を間違えた場合は、二重線で修正してください。(訂正印不要。修正液、修正テープ使用不可。)

**新規申請にチェックを入れてください。**

申請(届出)日	令和 ○年 ○月 ○日	申請(届出)	<input checked="" type="checkbox"/> 新規申請 <input type="checkbox"/> 現況届
ふりがな 保護者氏名 (申請者)	だて たろう	マイナンバーを記入	(がとれる番号) 宅:024 -XXXX -XXXX 携帯電話:090-XXXXX -XXXXX
個人番号			
保護者住所	(〒 960- 0692 ) 伊達市 保原町舟橋 180 番地		
上記申請及び個人番号の提供について、以下の者に委任します。 ※上記保護者(申請者)が申請に来られない場合は、提出する方がこの受任者(提出者)欄にご記入ください。			
ふりがな 受任者氏名 (提出者)	だて さちこ 伊達 幸子	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者住所と同じ <input type="checkbox"/> 別住所 ( )
申請者との関係:	妻	連絡先	自 宅:024 -XXXX -XXXX 携帯電話:090-XXXXX -XXXXX

①転入前申込み  
②父母のどちらかが単身赴任・長期出張中  
③避難中  
上記のいずれかに該当する場合は、住民票の住所と現在居住している住所の両方を記入してください。

**保護者住所と異なる場合は、別住所にチェックを入れて( )内に記入してください。**

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) だて あいこ  伊達 愛子	生年月日	平成(令和) ○年 ○月 ○日 (男(女))
個人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	認定番号	※交付済みの場合記入
入所希望日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年4月1日 <input type="checkbox"/> その他(令和 年 月 日) から令和8年3月31日		
希望認定 区分 (「1号認定」または「2号・3号認定」に☑をいれ記入してください)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号認定	希望施設名	〇〇認定こども園
	<input type="checkbox"/> 2号・3号認定	希望施設名	第1希望
		第2希望	
		第3希望	
		第4希望	
○保育所・小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型 ○幼稚園→1号認定(保育所等を併願せず預かり保 ○認定こども園 利用希望児童が3歳未満である → 3号認定 利用希望児童が3歳以上である → 1号認定または2号認定 教育標準時間を超えて長時間利用を希望しない → 1号認定 ①預かり保育を利用して長時間の保育の利用を希望 → 1号認定 ②保育認定を受けて長時間の保育の利用を希望 → 2号認定			

**4/1 から入園希望の場合は「令和7年4月1日」にチェック。  
4/2以降入園希望の場合は、その他にチェックを入れ、希望日を記入してください。**

①世帯の状況

ふりがな 氏名 個人番号	子どもとの 続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等
だて たろう <b>伊達 太郎</b> 	父	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	〇〇商店
だて さちこ <b>伊達 幸子</b> 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	母	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	〇〇病院
だて いちろう <b>伊達 一郎</b> 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	兄	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	〇〇小学校
だて はなこ <b>伊達 花子</b> 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	姉	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	〇〇保育園
だて かずお <b>伊達 一夫</b> 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	祖父	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	無職
だて かずこ <b>伊達 和子</b> 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	祖母	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	〇〇商店
だて まさお <b>伊達 政男</b> 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	叔父	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男・女	〇〇大学

世帯員(申請幼児を除く)・世帯分離している同居者含む

生活保護・里親委託の適用の有無 適用なし・適用あり (生活保護 〇〇年 〇〇月 〇〇日開始)

障がい者手帳等の有無 該当なし・該当あり【子ども本人 子ども本人以外 該当者名(祖父)】

ひとり親家庭及びそれに類する状況 該当なし・該当あり【離婚 死別 婚姻歴なし その他( )】

令和6年1月1日現在の住所  
父:伊達市内・ (△△市)  
母:伊達市内・ (△△市)

令和7年1月1日現在の住所  
父:伊達市内・ (△△市)  
母:伊達市内・ (△△市)

※住所が伊達市外だった場合は、該当年度の市町村民税所得課税証明書を添付してください。(4~8月分保育料は、前年度課税額、9月分以降は当該年度課税額で算定します。)  
ただし、個人番号(マイナンバー)を記入の場合は添付不要です

②保育の利用を必要とする理由等 ※2号・3号認定のみ(保育の利用を希望する場合)のみ記入してください。

氏名	子どもとの 続柄	保育を必要とする理由(以下から該当する項目を選択してください。)
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で復帰予定 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得中で復帰予定
希望する曜日	利用(予定)曜日	・木・金・土・日

令和6年および令和7年1月1日現在の状況を記入してください。

申請するお子さんを除く世帯員全員を記入してください。  
世帯分離している場合でも、同居している場合は記入してください。

また、勤務先・学校名等は、提出日現在の状況を記入してください。

ただし、提出日以降、入園希望日までの間で、勤務先や学校が変更になることが確実である場合は、変更後の状況を記入し、就労証明書等の証明書類も変更後の状況のものを提出してください。

申請後、状況に変更が生じた場合は、変更申請の手続きをしてください。(9ページ参照)

## 申請内容の変更

家庭状況等に変更があった場合は、下表を参考に速やかに園へ変更手続きを行ってください。

変更届の記入例⇒10 ページ参照

内容	提出書類
転居・転入・・・A	①『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 太枠およびお子さんの情報欄と「□住所」欄を記入。
	② 支給認定証（手元にある場合）
入園辞退・退園	園所定の『退園・辞退届』
	転出の場合は、支給認定証返却
保護者変更・・・B	①『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 太枠およびお子さんの情報欄と「□保護者」欄を記入。
	② 支給認定証
世帯状況の変更 (世帯員増減)・・・C	①『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 太枠およびお子さんの情報欄と「□世帯員の異動」欄を記入。
婚姻・離婚	① 住所の変更があった場合・・・A の書類
	② 保護者の変更があった場合・・・B の書類
	③ 世帯状況の変更があった場合・・・C の書類
	離婚の場合のみ ④ ひとり親の証明（ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し、もしくは戸籍謄本）
1号認定から2号認定に変更	① 『教育・保育給付支給認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 太枠およびお子さんの情報欄と「□支給認定区分」欄を記入。
	② 扶養児童等調査書（様式3）
	③ 保育を必要とする事由を証明する書類 ※ 父母（保護者）以外の世帯員分は不要。
2号認定から1号認定に変更	① 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 太枠およびお子さんの情報欄と「□支給認定区分」欄を記入。
支給認定証の再交付	① 『教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届』 太枠およびお子さんの情報欄を記入（申請内容の再交付申請にチェック）。

**【注意】** 年度途中に認定区分変更（1号→2号認定または、2号→1号認定）を希望する場合は、認定区分別の定員設定があるため、現在利用している園に変更後の認定区分で通園可能かお問い合わせください。

## 年度途中の転園

伊達市内の他の認定こども園に転園を希望する場合は必要書類を希望する園に提出してください。

入園（転園）が決まったら、現在利用している園へ退園の手続きが必要になります。様式等は園によって異なりますので、園にご相談ください。

なお、転園の場合は、入園の優先順位が下がります。（2号・3号認定の場合）また、新たに希望する園の空き状況によって、転園できない場合があります。

# 変更届の記入例

給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届

表

申請（届出）日	令和 ○年 ○月 ○日	申請（届出）内容	<input type="checkbox"/> 変更申請（届） <input type="checkbox"/> 再交付申請
ふりがな 保護者氏名 （申請者）	ほばら さちこ <b>保原 幸子</b>	連絡先	（日中連絡がとれる番号） 自 宅：024-xxxx-xxxx 携帯電話：090-xxxx-xxxx
個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		
保護者住所	〒960- 0692 ) 伊達市 保原町字舟橋 180 番地		
<p>「認定区分」の変更 (1号⇔2号) のときだけ マイナンバーを記入</p> <p>ついて、以下の者に委任します。 来られない場合は、提出する方がこの受任者（提出者）欄にご記入ください。</p>			
受任者氏名 （提出者）	ほばら えいこ <b>保原 栄子</b>	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者住所と同じ <input type="checkbox"/> 別住所
申請者の関係	母	自 宅：024-xxxx-xxxx 携帯電話：090-xxxx-xxxx	
申請に係る 小学校就学前 子ども	<b>保原 花子</b>	現在利用して いる施設	〇〇認定こども園
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	認定番号	8888888888

必ず記入

保護者住所と異なる場合は、別住所にチェックを入れて()内に記入してください。

変更の場合は、該当する変更内容にをいれ、記入してください。（再交付の場合は以下記入不要です。）  
 保育を必要とする事由の種類（就労、求職活動等）やその内容（就労時間、勤務場所等）、家庭状況（ひとり親家庭等）等が変更となった場合は、それを証明する書類の添付が必要です。

該当する変更内容のみ記入

変更内容	変更前	変更後
<input checked="" type="checkbox"/> 認定区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定（ <input type="checkbox"/> 標準時間認定・ <input type="checkbox"/> 短時間認定） <input type="checkbox"/> 3号認定（ <input type="checkbox"/> 標準時間認定・ <input type="checkbox"/> 短時間認定）	令和 ○年 ○月から変更 <input type="checkbox"/> 1号認定 <input checked="" type="checkbox"/> 2号認定（ <input type="checkbox"/> 標準時間認定・ <input type="checkbox"/> 短時間認定） <input type="checkbox"/> 3号認定（ <input type="checkbox"/> 標準時間認定・ <input type="checkbox"/> 短時間認定）
<input checked="" type="checkbox"/> 住所	〒960- 0756) 伊達市 梁川町青葉町 1	〒960- 0692 ) 伊達市 保原町字舟橋 180 番地
<input checked="" type="checkbox"/> 保護者	旧保護者名 <b>伊達 太郎</b>	新保護者名 <b>保原 幸子</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 子ども氏名	旧氏名 <b>伊達 花子</b>	新氏名 <b>保原 花子</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護の適用 <input type="checkbox"/> 里親委託の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用（令和 年 月 日開始）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用開始（令和 ○年 ○月 ○日） <input type="checkbox"/> 適用廃止（令和 年 月 日）
<input checked="" type="checkbox"/> 家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭該当 【離婚・死別・婚姻歴なし・その他（ ）】 <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭非該当 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳等の交付（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭該当 【 <b>離婚</b> ・死別・婚姻歴なし・その他（ ）】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭非該当 <input type="checkbox"/> 障がい者手帳等の交付（ ） <input type="checkbox"/> 障がい者手帳等の返納（ ）
<input type="checkbox"/> その他事由		

裏

<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 出生 <input checked="" type="checkbox"/> 祖父母等と同居(別居) <input type="checkbox"/> その他( )					
<input type="checkbox"/> 世帯員の異動	ふりがな	子どもとの 続柄	生年月日	性別	勤務先・学校名等
	氏 名				
	個人番号				
	ほばら たらう <b>保原 太郎</b>	祖父	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男(女)	〇〇病院
ほばら えいこ <b>保原 栄子</b>	祖母	大 昭 平 令 ○年 ○月 ○日	男(女)	無職	

# 幼児教育・保育の無償化について

※年齢の基準は当該年度の4月1日時点

令和元年10月から3～5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用するお子さんの保育料が無償になりました。該当の方には入園時および初めて対象となる年の3月下旬頃にお知らせします。  
また、0～2歳までの市町村民税非課税世帯のお子さんも無償化対象になります。

## (1) 保育園・認定こども園(2・3号認定)の場合

保育園、認定こども園等を利用する3～5歳までの全てのお子さんの保育料が無償化されます。  
0～2歳までのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

## (2) 幼稚園・認定こども園(1号認定)の場合

満3歳以上のお子さんの教育標準時間分の保育料が無償化されます。  
預かり保育料は「保育の必要性の認定」を受けた1号認定のおさんは利用日数に応じて月額最大11,300円まで無償化になります。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

## (3) 無償化の対象にならない費用

認定区分にかかわらず給食費、行事費、教材費などは保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯のおさんと第3子(※)以降のおさんについては、副食(おかず)の費用が免除されます。  
(1号認定児の場合、土曜日と長期休業期間の預かり保育における副食の費用は、免除対象外です。)

**2号・3号認定のおさんの延長保育利用料、「保育の必要性の認定」を受けていない1号認定のおさんの預かり保育料は、無償化対象外です。**

(※)

- 教育・保育給付認定が1号認定のおさんは**小学校3年生までの範囲内**における生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のおさんです。
- 教育・保育給付認定が2号認定のおさんは**就学前**の生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のおさんです。

## (4) 認可外保育施設等その他の対象事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

3～5歳までのおさんは月額37,000円まで、0～2歳までの市町村民税非課税世帯のおさんは月額42,000円までの保育料が無償化されます。

(5) (参考) 令和6年度伊達市保育園・認定こども園・小規模保育・幼稚園 保育料(月額)

伊達市では国が示す基準額を市独自に軽減し、保育料を設定しています。

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料月額 (年齢は4/1時点)				
階層区分 ( ) 区分は1号認定の階層区分	定義	3号認定(0~2歳)		2号認定(3~5歳)		1号認定
		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	教育 標準時間
第1階層 (第1階層)	生活保護世帯、里親委託世帯等					
第2階層 (第2階層)	市町村民税 非課税世帯					
第3階層 a (第2階層)	市町村民税所得割	ひとり親世帯等	4,500	4,400		
	非課税世帯		10,000	9,800		
第3階層 b (第3階層)	市町村民税所得割額	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,400	
				13,000	12,700	
第4階層 a1 (第3階層)	市町村民税所得割額	48,600円以上	ひとり親世帯等	4,500	4,400	
		57,700円未満		16,000	15,700	
第4階層 a2 (第3階層)	市町村民税所得割額	57,700円以上	ひとり親世帯等	4,500	4,400	
		58,200円未満		16,000	15,700	
第4階層 b (第3階層)	市町村民税所得割額	58,200円以上	ひとり親世帯等	4,500	4,400	
		67,800円未満		19,000	18,600	
第4階層 c (第3階層)	市町村民税所得割額	67,800円以上	ひとり親世帯等	4,500	4,400	
		77,101円未満		22,000	21,600	
第4階層 d (第4階層)		77,101円以上 87,000円未満		25,000	24,500	
第4階層 e (第4階層)		87,000円以上 97,000円未満		28,000	27,500	
第5階層 (第4階層)		97,000円以上 169,000円未満		32,000	31,400	
第6階層 (第4階層)		169,000円以上 211,201円未満		35,000	34,400	
第6階層 (第5階層)		211,201円以上 301,000円未満		35,000	34,400	
第7階層 (第5階層)		301,000円以上 397,000円未満		40,000	39,300	
第8階層 (第5階層)		397,000円以上		52,000	51,100	

保育料無償化

- I 多子世帯軽減について(預かり保育料、延長保育料、給食費等は含みません)
- 第3階層aから第8階層の区分に属する場合は、特定被監護者等のうち、最年長者を第1子としたときの年長順に数えて第2子の保育料は、上記保育料月額2分の1に相当する額とし、第3子以降は、無料となります。ただし、第3階層aから第4階層cまでのひとり親世帯等に該当する場合は、第2子以降の保育料は、無料となります。
- II ひとり親世帯等(下記に該当する世帯)への軽減
- ひとり親世帯。
- 次の方がいる世帯(身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者)
- 第4階層c以下の世帯は、第2子以降は無料です。
- 第4階層c以下の第1子について、第3階層aと同額に軽減。
- III 平成30年度から政令市の市町村民税の税率が8%となりましたが、保育料算定は旧税率(6%)で計算しています。

◇令和6年度より多子世帯軽減の範囲が拡大しました

生計を一にするお子さんが2名以上いる場合、最年長のお子さんから順に数えて**第2子の保育料は半額、第3子以降は無料**となります。

※第4階層c以下のひとり親世帯等に該当する場合は、これまで通り、第2子以降の保育料は無料です。

## 預かり保育について

通常の教育時間は8時頃から14時頃（園ごとに異なります）ですが、必要に応じて教育時間の前後に保育を行う「預かり保育」を実施しています。

## 預かり保育料の無償化について

幼児教育・保育の無償化により、「保育を必要とする事由」に該当する場合、**施設等利用給付認定（新2号認定）**を受けることで預かり保育料も一部無償化されます。

無償化の金額は、利用日数×450円（最大月額11,300円）で、これを超える分は自己負担となります。

例) 利用料 月額8,250円（日額550円×利用日数15日）の場合  
無償化額 450円×15日=6,750円 自己負担 8,250円-6,750円=1,500円

対象者	在園児のみ対象
実施園	認定こども園
保育時間	園によって異なりますので、利用する園にご確認ください。
申込み方法	入園している園で「預かり保育申請書」を受領し、園に提出してください。
利用料	園によって料金が異なりますので利用する園にご確認ください。 保育を必要とする事由に該当する場合は、利用日数に応じて上限額まで無償化されます。

### (1) 保育を必要とする事由

施設等利用給付認定（新2号認定）を受けるには、下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

事由	内容
1. 就労	月48時間以上家庭内外で仕事をしている場合
2. 妊娠・出産	妊娠中や出産前後の場合 期間は出産予定日の2か月前から出産予定日の8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで。（例）出産予定日10月1日 → 認定期間：8月1日～11月30日
3. 疾病・障がい	病気や負傷、心身に障がいがある場合
4. 介護・看護	月48時間以上、親族を常時介護、看護している場合
5. 災害復旧	火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたる場合
6. 求職活動	日中求職活動をしている場合（起業準備を含む） 認定期間：離職月を含めて原則3か月間
7. 就学・職業訓練	就学や技能習得・職業訓練をしている場合
8. 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合
9. 育児休業中の継続利用	育児休業取得時にすでに保育園等を利用している児童が、継続利用する場合 認定期間：当該年度末まで
10. その他	その他、上記に類する状態として市が認める場合

### (2) 施設等利用給付認定(新2号認定)の申請に必ず提出するもの

- ◇ 子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況届
- ◇ 保育を必要とする事由を証明する書類（次項参照）

### (3) 保育を必要とする事由を証明する書類

※父母（保護者）の書類が必要です。

必要書類 事由（状況） [注意事項]	就労 証明書	自営業 ・農業 申立書	就学 状況 申立書	保育必 要事由 申立書 (就労 ・就学 以外)	育児休 暇取得 証明書 兼継続 入所申 出書	求職 活動 申立書	添 付 書 類	添付書類名
		様式5	様式6	様式7	様式8	様式9		
1 就労（会社勤務・内職）※1	●							
2 就労（自営業・農業）		●						
3 妊娠・出産				●			●	母子手帳の写し（①表紙、②出産予定日記載ページ）
4 疾病・障がい				●			●	診断書（原本）もしくは障がい者手帳、特別児童扶養手当受給証明書の写し
5 介護・看護				●			●	診断書（原本）もしくは介護保険証、障がい者手帳等の写し
6 災害復旧				●			●	罹災証明書の写し等
7 求職活動（起業準備含む）						●	●	離職日がわかる書類（雇用保険離職票、雇用保険受給資格者証の写し等）
8 就学・職業訓練			●				●	在学証明書や、学生証（写し）等
9 虐待・DV							●	相談機関が発行する任意の証明書
10 育児休業中の継続利用 [新規申請者は受付できません]					●			

※1 就労先が2か所以上ある場合は、すべての就労先から取得してください。

### (4) 家庭状況に応じて提出するもの

該当がある場合、次の書類も提出してください。

家庭状況	提出書類
ひとり親家庭	『ひとり親家庭医療費受給資格者証』の写しか『戸籍謄本』

# マイナンバーの記載について

保育所等の申請にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、**マイナンバー（個人番号）の記載**が必要です。

## (1) マイナンバーの記載が必要な書類

- ・「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」→**新規申込**のとき
- ・「教育・保育給付認定（変更・再交付）申請書兼変更届」→**認定区分変更**のとき（1号⇔2号）

## (2) 本人確認書類の提示

マイナンバーを記載した（1）の書類を提出する際は、「申請者」欄に記載された方の本人確認（「①番号確認」と「②身元確認」）を行いますので、以下の書類の提示をお願いします。また、申請者と提出者が異なる場合は「教育・保育給付認定申請書（変更申請含む）」の「受任者（提出者）欄」に記入をお願いします。

<提示書類> ※郵送で申請する場合は、①番号確認書類及び、②身元確認書類の写しを添付してください。

### ①番号確認書類

申請者（〔保護者氏名欄〕に名前を記載した方）のマイナンバーが確認できる書類  
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票（写し可）のいずれか1点

### ②身元確認書類

提出者（窓口で書類を提出に来た方）の身元を確認できる書類  
マイナンバーカード、運転免許証などの顔写真付き身分証明書1点

## 記入書類

### 教育・保育給付認定申請書兼保

伊達市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の申請書兼保育所等入所申込書に提出する。また、この申請書等及び添付書類の写しを利用施設に送付すること、並びに市が施設の利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意する。

「保護者氏名（申請者）」に記載した方と異なる方が提出するときは、「受任者氏名（提出者）」に、提出する方の氏名等を記載してください。

申請者

（父：伊達太郎）

申請（届出）日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申請（届出）
ふりがな	だて たろう	連絡先
保護者氏名（申請者）	伊達 太郎	
個人番号	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	自 宅:024-xxxx-xxxx 携帯電話:090-xxxx-xxxx
保護者住所	(〒 960-0692) 伊達市 保原町舟橋180番地	

提出者

（母：伊達幸子）

上記申請及び個人番号の提供について、以下の者に委任します。  
 ※上記保護者（申請者）が申請に来られない場合は、提出する方がこの受任者（提出者）欄にご記入ください。

ふりがな	だて さちこ	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者住所と同じ <input type="checkbox"/> 別住所 ( )
受任者氏名（提出者）	伊達 幸子	連絡先	自 宅:024-xxxx-xxxx 携帯電話:090-xxxx-xxxx
	申請者との関係: 妻		

(例) 新規申込者で保護者が父、提出者が母の場合、以下の書類の提示・記入が必要になります。

- 提示するもの ⇒ ①父（申請者）の番号確認書類：マイナンバーカード  
 ②母（窓口来庁者）の身元確認書類：運転免許証

記入するもの ⇒ ③教育・保育給付申請書の「受任者（提出者）欄」に母の氏名・住所・連絡先を記入